

税金の滞納処分強化による  
債権・動産差押実施中!!

## 平成21年度第2回 近隣市町合同公売会

問い合わせ先 税務課 収納班(合志庁舎) ☎248-1114

市税の滞納処分の一環として、差し押さえた財産(日用品等)の公売会を近隣市町(植木町・菊池市・菊陽町・玉名市)と合同で次のとおり開催します。ぜひ、ご来場ください。

- と き 9月18日(金) 正午開場予定
- と ころ ヴィーブル メインアリーナ  
※駐車はヴィーブル東側(ふれあい緑地)をお願いします。
- 公売物件 約300点(予定) 花瓶、テーブル、家電製品、日用品など
- 公売方法 入札方式
- 当日必要なもの
  - ・印鑑(認印可、法人の場合は代表者印)
  - ・購入代金(入札金額)
  - ・本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)
  - ・委任状(代理人が入札する場合)
- その他
  - ・公売物件の引き渡しは、買受代金納付時の現況で行ないます。
  - ・公売前に滞納税が完納された場合などは、公売中止になることがあります。



【公売会場風景】



【公売物品例】

バギー

サッカーボール型置時計

公売会のほかに、Yahoo! 官公庁オークションにも出品しています。

### 市県民税の住宅借入金等特別税額控除の申告はお済みですか?

これまで所得税の住宅ローン控除を受けていた人で、税源移譲の影響から所得税が減額となり引ききれなかった住宅ローン控除がある場合には、その分を市県民税の所得割から控除することができます。この制度の適用を受けるためには、お住まいの市町村での申告が必要となります。

●対象者

平成11年から平成18年までに入居し、税源移譲前に所得税の住宅ローン控除の適用を受けていて、次の①、②のいずれかに該当する人

①税源移譲により所得税額が減少したことから、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなった人

②住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった人

※平成19年以降に入居し、新たに住宅ローン控除を受ける人については、市県民税からの控除はありません。

●問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎) ☎248-1114



### 合志市固定資産評価審査委員会委員を紹介します

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された土地や家屋などの価格について、納税者が申し出た不服を審査決定するため設置されています。委員は、市民・市税の納税義務者・学識経験者の中から、議会の同意を得て市長が選任します。任期は3年です。今回、6月議会で2人の委員が選任されましたので、あらためて全委員をご紹介します。



三山剛 委員(新) 吉村芳洋 委員 神崎義憲 委員 木永博昭 委員長(新)

問い合わせ先  
総務課 総務・男女共同参画班(合志庁舎)  
☎(248)1112

### 各種手当をご存じですか?

#### 特別児童扶養手当

心身に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育する人に、障がいの程度に応じ、特別児童扶養手当が支給されます。  
1級(月額5万7500円)  
2級(月額3万3800円)  
※児童福祉施設などの入所者には支給されません。

#### 特別障害者手当

身体・知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます。  
(月額2万6440円)  
身体・知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます。  
※施設などの入所者、病院や診療所に継続して3カ月を超えて入院している人には支給されません。  
※各手当には所得制限があります。

#### 障害児福祉手当

(月額1万4380円)  
身体・知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。  
※障害年金等の受給者、施設などの入所者には支給されません。



### 現況届の提出を忘れずに!

- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当
- ・特別障害者手当
- ・経過的福祉手当

これらの手当を受けている人は、受給資格要件を確認するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」を提出することになっていきます。提出書類は手当てを受けている人に直接郵送します。この「現況届」の提出がなければ8月以降の手当の支給がなくなります。忘れずに届出を行ってください。期間中、どうしても都合のつかない場合はご連絡ください。

提出期限 8月31日(月)

問い合わせ先  
福祉課 障がい福祉班(西合志庁舎)  
☎(242)1149